

① 設置届の場合は、(使用、変更)の文字を抹消すること。
 使用又は変更の場合は該当する文字を○で囲む。

水銀排出施設設置~~(使用、変更)~~届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

大分市長 ○〇 ○〇 殿

② 水銀排出施設を設置しようとする工場又は事業場ではなく、本社又は本店等の住所(電話番号も記す。)を記入する。

届出者

大分市〇〇〇〇〇
 株式会社〇〇〇〇
 代表取締役 ○〇 ○〇
 電話番号 097(512)3456

大気汚染防止法第18条の28第1項~~(第18条の29第1項、第18条の30第1項)~~の規定により、水銀排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	株式会社〇〇〇〇 大分工場	※	③ 水銀排出施設が設置される又は設置されている工場名等を記入する。
工場又は事業場の所在地	大分市〇〇〇 1丁目2番3号	※	④ ③の住所を記入する。
水銀排出施設の種類	8.廃棄物焼却炉	※	※施設番号
水銀排出施設の構造	別紙1のとおり。	※	⑤ 施行規則別表第3の3に掲げる項番号及び名称を記入する。 複数当てはまる場合は主たる目的のものを記入する。
水銀排出施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※	
水銀等の処理の方法	別紙3のとおり。	※	
参考事項			

- 備考
- 1 水銀排出施設の種類欄には、大気汚染防止法施行規則(以下「施行規則」という。)別表第3の3に掲げる項番号及び名称を記載すること。
 - 2 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
 - 5 参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が別紙1～3の全部又は一部を添付することを要しないと認めるときは、別紙1～3の全部又は一部を省略することができる。

①変更届の場合には、変更の内容が明らかになるように変更の前後を対照させて記入する。

水銀排出施設の構造

工場又は事業場における施設番号	○ 号	
名 称 及 び 型 式	○○焼却炉 A B C 型	
設 置 年 月 日	年	
着 手 予 定 年 月 日	○年	
使 用 開 始 予 定 年 月 日	○年	
燃 料 の 燃 焼 能 力 (重油換算 l / h)		
原 料 の 処 理 能 力 (t / h)		
火格子面積又は羽口面断面積 (m ²)	4.0	
変 圧 器 の 定 格 容 量 (k V A)		
焼 却 能 力 (k g / h)	250	

②設置届又は変更届の場合に記入する。届出が遅れ、この届出をするときに、既に設置の工事をしている場合には、「着手年月日」と読み替えて記入する。「使用開始予定年月日」も同様である。

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第3の3の中欄に規定する項目について記載すること。
- 3 水銀排出施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本産業規格A4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。ただし、参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が構造概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該概要図の添付を省略することができる。

※ばい煙発生施設の届出受理書の写しを提出することで、様式第3の5別紙1～3の全部又は一部を省略できる

①変更届の場合には、変更の内容が明らかになるように変更の前後を対照させて記入する。

水銀排出施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		○ 号		
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	8時～ 17時 8時間/回 1回/日 25日/月		②断続的に使用する場合には、1回の時間、1日の回数等を記入する。
	③成分割合の記載は、重量比(%)又は容量比(%)の別を明らかにする。	なし		
原材料 (水銀等の排出に影響のあるものに限る。)	種類	乾燥汚泥		
	使用割合			
	原材料中の水銀等含有割合			
	1日の使用量			
燃料 (水銀等の排出に影響のあるものに限る。)	種類	灯油		④代表値や平均値を記載する。(幅記載でも可)
	燃料中の水銀等の含有割合			
	通常の使用量	150 l/h		
	混焼割合			
排出ガス量 (m ³ /h)	湿り	最大 12,000	通常 10,000	⑤酸素濃度は原則として排出口での値を記入する。
	乾き	最大 7,000	通常 6,000	
排出ガス中の酸素濃度 (%)		13.0		
水銀濃度 (μg/m ³)	全水銀	0.34		⑥乾き排ガス中の平均的な濃度を記入する。(水銀等の処理施設がある場合は処理後の濃度) 新設等で実測値が得られない場合は設計値等を記入する。(ただし、定期測定の結果と大きく異なる場合は、変更届を提出すること。)
	ガス状水銀	0.3		
	粒子状水銀	0.04		
参考事項				

- 備考
- 1 排出ガス量については、温度が零度であつて圧力が大気圧(標準状態)における量に、水銀濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
 - 2 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とし、平常時の平均的な濃度を記載すること。
 - 3 水銀濃度は、水銀等の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。
 - 4 参考事項の欄には、水銀等の排出状況に著しい変動がある施設についての一工程の排出量の変動の状況、水銀等の排出抑制のために採っている方法等を記載すること。

①変更届の場合には、変更の内容が明らかになるように変更の前後を対照させて記入する。

別紙 3

水銀等の処理の方法

水銀等の処理施設の工場又は事業場における施設番号		○—A			
処理に係る水銀排出施設の工場又は事業場における施設番号		○ 号			
水銀等の処理施設の種類、名称及び型式		バグフィルター、煙突			
設置年月日		年			
着手予定年月日		○年			
使用開始予定年月日					
処理能力	排出ガス量 (m ³ /h)	湿り	最大 12,		
		乾き	最大 7,000 通常 6,000	最大 通常	
	排出ガス温度 (°C)	処理前	950		
		処理後	160		
	排出ガス中の酸素濃度 (%)		13.0		
	水銀濃度 (µg/m ³)	全水銀	処理前	3.8	}
			処理後	0.34	
		ガス状水銀	処理前	3.0	
			処理後	0.30	
	粒子状水銀	処理前	0.80		
処理後		0.04			
捕集効率 (%)	全水銀	91			
	ガス状水銀	90			
	粒子状水銀	95			
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	8時～17時 8時間/回 1回/日 25日/月			
	季節変動	なし			

②設置届又は変更届の場合に記入する。届出が遅れ、この届出をするときに、既に設置の工事をしている場合には、「着手年月日」と読み替えて記入する。「使用開始予定年月日」も同様である。

③施設の構造上の理由等により処理前の濃度の測定が不可能な場合は、処理前及び捕集効率の欄は空欄で可。

- 備考 1 水銀排出施設において発生する水銀等を排出口から大気中に排出する前に処理するための施設（集じん機等）について、記載すること。
- 2 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 3 排出ガス量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態（この項において「標準状態」という。）における量に、水銀濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとす。
- 4 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 5 水銀等の処理施設の構造図及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。ただし、参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が当該構造図及び概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該構造図及び概要図の添付を省略することができる。